

令和5年度  
農林水産省政策評価実施計画

令和5年3月

農林水産省

# 目 次

I	計画期間	1
II	事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法	1
1	実績評価	1
2	総合評価	4
3	公共事業の事業評価	4
4	研究開発の事業評価	4
5	規制の事業評価	5
6	租税特別措置等の事業評価	5
	(別表1) 政策評価体系	6
	(別表2) 公共事業の事業評価	7
	(別表3) 規制の事業評価	11

## 令和5年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

### I 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### II 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

#### 1 実績評価

##### (1) 事後評価の対象とする政策

ア 別表1の政策評価体系に掲げる中目標6に属する政策分野について、令和4年度に実施した政策を対象として、(2)に定めるところにより評価を行うとともに、必要に応じて測定指標等の見直しを行う。

イ 中目標1～5に属する政策分野（総合評価を行う政策分野を除く。）について、令和4年度の実績の測定（モニタリング）を行うとともに、特に必要があると認められるときは、評価を行う。

##### (2) 具体的な事後評価の方法

ア あらかじめ設定した測定指標の目標値に対する実績値を測定・把握し、次の表に定めるところにより、測定指標単位の目標の達成度合いの判定を行う。

<測定指標単位の目標の達成度合いの判定>

	i. 達成度合いを定量的に判定する場合		ii. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A(おおむね有効)	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B(有効性の向上が必要である)	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C(有効性に問題がある)	個別の測定指標ごとに設定

(注1) 達成度合いを定量的に判定する場合における達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法(当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法)又は直接比較法(当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法)を用いることを基本とする。

【計算式例】

差分比較法：達成度合い(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

直接比較法：達成度合い(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

(注2) 達成度合いを定性的に判定する場合における判定基準は、事前分析表において個別の測定指標ごとに設定する。

イ また、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)に基づき、次の表に定めるところにより、政策分野単位の目標の達成度合いの判定を行う。

＜政策分野単位の目標の達成度合いの判定＞

ガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

ウ 評価の実施に当たっては、次の①から③の基準に該当する測定指標については、必要性、効率性、有効性の観点から、十分な要因の分析を行うとともに、有効な改善・見直しの方向を提示する。

- ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
- ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
- ③ 達成度合いが「A'」となった指標

エ 大規模災害等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地

分を除いて令和4年度の目標値を改めて設定した上で実績値を測定・把握し、達成度合いの判定を行う。その際、ウの①又は③の基準に該当する測定指標については、要因の分析等を行う。

## 2 総合評価

### (1) 事後評価の対象とする政策

別表1の政策評価体系に掲げる政策分野⑤、⑩及び⑪を対象とする。

### (2) 具体的な事後評価の方法

定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行う。また、課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

なお、既存の評価関連作業において作成したもの<sup>\*</sup>を評価書として代替又は活用することを可能とする。

※ 既存の評価関連作業において作成したものは、当該政策分野に係る政策効果の把握の結果や、政策評価に類する記載のある審議会答申、白書、計画のフォローアップ等。

## 3 公共事業の事業評価

### (1) 事後評価の対象とする政策

別表2に掲げる公共事業を対象とする。

ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、評価の実施時期を延期、又は対象とする公共事業を追加することができるものとする。

### (2) 具体的な事後評価の方法

ア 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

イ 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

## 4 研究開発の事業評価

事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

## 5 規制の事業評価

### (1) 事後評価の対象とする政策

別表3に掲げる規制を対象とする。

### (2) 具体的な事後評価の方法

規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や便益）が、事前評価での想定と実際の間にとれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由について把握することにより評価を行う。

## 6 租税特別措置等の事業評価

事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

# 政策評価体系

## 1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな価値の創出による需要の開拓</li> <li>② グローバルマーケットの戦略的な開拓</li> <li>③ 消費者と食・農とのつながりの深化</li> <li>④ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保</li> <li>⑤ 総合的な食料安全保障の確立(※)</li> </ul>
	2 農業の持続的な発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</li> <li>⑦ 農地集積・集約化と農地の確保</li> <li>⑧ 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備</li> <li>⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</li> <li>⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進(※)</li> <li>⑪ イノベーション創出・技術開発の推進(※)</li> <li>⑫ 環境政策の推進</li> </ul>
	3 農村の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</li> <li>⑭ 農村に人が住み続けるための条件整備</li> <li>⑮ 農村を支える新たな動きや活力の創出</li> </ul>
	4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑯ 東日本大震災からの復旧・復興</li> <li>⑰ 大規模自然災害への備え</li> <li>⑱ 大規模自然災害からの復旧(※)</li> </ul>
	5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 森林の有する多面的機能の発揮</li> <li>⑳ 林業の持続的かつ健全な発展</li> <li>㉑ 林産物の供給及び利用の確保</li> </ul>
	6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉒ 水産資源管理の着実な実施</li> <li>㉓ 水産業の成長産業化の実現</li> <li>㉔ 漁村の活性化の推進</li> </ul>
	7 横断的に関係する政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉕ 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)</li> </ul>

※ 総合評価を行う政策分野

## 2 法第7条第2項第2号に該当する政策分野

該当するものはない。

## 3 法第7条第2項第3号に該当する政策分野

該当するものはない。



## 公共事業の事業評価

## 1 法第7条第2項第1号に該当する個別公共事業

(1) 期中の評価  
ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営総合農地防災事業	岐阜県、愛知県	新濃尾	農村振興局防災課	国
直轄	民有林直轄治山事業	新潟県、長野県	姫川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	松川入	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	静岡県	大井川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	鹿児島県	桜島	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	山形県	銅山川	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	青森県、岩手県	馬淵川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県、岩手県	馬淵川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県、岩手県	馬淵川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮城県、福島県	阿武隈川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮城県、福島県	阿武隈川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮城県、福島県	阿武隈川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県、山梨県	相模川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県、山梨県	相模川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県、山梨県	相模川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、岐阜県、 愛知県	木曾川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、岐阜県、 愛知県	木曾川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、岐阜県、 愛知県	木曾川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	奈良県、和歌山県	紀ノ川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	奈良県、和歌山県	紀ノ川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	奈良県、和歌山県	紀ノ川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	広島県、山口県	芦田・佐波川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	広島県、山口県	芦田・佐波川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	広島県、山口県	芦田・佐波川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県、大分県	遠賀・大野川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県、大分県	遠賀・大野川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県、大分県	遠賀・大野川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	齒舞	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	落石	水産庁計画課	国

## イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課

## (2) 完了後の評価

## ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	青森県	岩木川左岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	秋田県	平鹿平野	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	新潟県	佐渡	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	島根県	斐伊川沿岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	香川県	香川用水・土器川沿岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業 (直轄明渠排水事業)	北海道	利別川左岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	空知川	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	北海道	駒ヶ岳	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	新潟県	妙高山	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	上川南部 (上川中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	上川南部 (上川南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走西部 (網走西部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走西部 (網走西部森林管理署西紋別支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	十勝 (十勝東部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	十勝 (十勝西部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	十勝 (十勝西部森林管理署東大雪支署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	下北 (下北森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	馬淵川上流 (岩手北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮城県	宮城北部 (宮城北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	茨城県	八溝多賀 (茨城森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	栃木県	鬼怒川 (日光森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	静岡県	天竜 (天竜森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	千曲川上流 (東信森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	兵庫県	揖保川 (兵庫森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	嶺北仁淀 (嶺北森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	熊本県	緑川 (熊本森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	大分県	大分北部 (大分西部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	五ヶ瀬川 (宮崎北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	南薩 (鹿児島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	福島	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	追直	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	大津	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	齒舞	水産庁計画課	国

## イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課

## 2 法第7条第2項第2号に該当する個別公共事業

## (1) 期中の評価のうち未着手の事業

- ア 直轄事業・機構等営事業  
該当するものはない。

## イ 補助事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化農地整備事業	滋賀県	田上	農地資源課	滋賀県

## (2) 期中の評価のうち未了の事業

- ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	根室	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岩手県	和賀中央	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岡山県	吉井川	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	鹿児島県	笠野原	農村振興局水資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	美唄	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	今金南	農村振興局農地資源課	国

## イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	農業競争力強化農地整備事業	宮城県	蕪栗沼	農村振興局農地資源課	宮城県
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	中曽根	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	松浦	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	愛媛県	安井	農村振興局農地資源課	愛媛県
補助	農業競争力強化農地整備事業	熊本県	昭和	農村振興局農地資源課	熊本県
補助	水利施設等保全高度化事業	鳥取県	名和3期	農村振興局水資源課	鳥取県
補助	水利施設等保全高度化事業	宮崎県	白鳥1期	農村振興局水資源課	宮崎県
補助	水利施設等保全高度化事業	宮崎県	後川内1期	農村振興局水資源課	宮崎県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第三曾於北部2期	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第四曾於北部	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第五曾於北部	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	南薩	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	農村地域防災減災事業	山形県	飯坂	農村振興局防災課	山形県
補助	農村地域防災減災事業	長野県	西塩田	農村振興局防災課	長野県
補助	農村地域防災減災事業	静岡県	柿沢川南部	農村振興局防災課	静岡県
補助	農村地域防災減災事業	静岡県	米津排水路	農村振興局防災課	静岡県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	前野	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	滋賀県	安食川Ⅱ期	農村振興局防災課	滋賀県
補助	農村地域防災減災事業	和歌山県	上野東	農村振興局防災課	和歌山県
補助	農村地域防災減災事業	愛媛県	福住平村	農村振興局防災課	愛媛県
補助	農村地域防災減災事業	佐賀県	神崎市東部	農村振興局防災課	佐賀県
補助	農村地域防災減災事業	佐賀県	神崎市西部	農村振興局防災課	佐賀県
補助	農村地域防災減災事業	長崎県	大村北部	農村振興局防災課	長崎県
補助	農村地域防災減災事業	長崎県	大島	農村振興局防災課	長崎県
補助	民有林補助治山事業	青森県	長後	林野庁治山課	青森県
補助	民有林補助治山事業	愛媛県	椋尾山	林野庁治山課	愛媛県
補助	民有林補助治山事業	大分県	傾城	林野庁治山課	大分県
補助	海岸保全施設整備事業	高知県	宇佐漁港海岸	水産庁防災漁村課	高知県

## 3 法第7条第2項第3号に該当する個別公共事業

期中の評価

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国有林直轄治山事業	北海道	十勝岳(白金) <small>(上川中部森林管理署)</small>	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	和歌山県	紀伊田辺	林野庁治山課	国

イ 補助事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	民有林補助治山事業	長崎県	石倉	林野庁治山課	長崎県

## 規制の事業評価

### 1 法第7条第2項第1号に該当する政策

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく  
農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続きの特例

輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設

相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設及び農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

農薬の安全性向上のための措置及び農薬の品質管理方法の改善

先使用品についての名称の使用期間の制限、GIマークの使用義務の見直し、  
GIと誤認させるおそれのある表示に対する規制、広告等のサービス分野におけるGIの使用を規制

### 2 法第7条第2項第2号に該当する政策

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に該当する政策

該当するものはない。